

お知らせ

次のとおり企画提案書の公募を実施しますので、お知らせします。

平成29年4月3日

京都地方税機構

1 目的

本業務は、京都地方税機構（以下「税機構」という。）が行う業務の効率化を図り、公平・公正な税業務をより一層推進するとともに、業務サービスの向上を目的として実施するものであり、以下の効果を目指して業務を委託する。

(1) 税務事務処理の効率化

業務の一部を委託することにより、税機構職員の業務削減を図るとともに、運営コストの低減を図る。また、専門性の高い業務など税機構職員でしか対応できない業務に専念できる体制を構築する。

(2) 税務事務サービスの質の向上

業務フローを明確にすることにより、納税者に対して税業務の透明性、明確性を高めるとともに、税業務の迅速な対応を図る。

2 業務内容等

(1) 名称

法人関係税課税事務委託

(2) 委託場所

税機構 申告センター

京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2 京都府庁 西別館 4階

ただし、災害等やむを得ない事情により上記の場所で業務遂行が困難な場合は、別途指示するものとする。

(3) 委託期間

平成29年10月1日から平成32年9月30日

ただし、契約締結日から平成29年9月30日まで業務準備及び業務引継期間とする。

(4) 業務の詳細

法人関係税課税事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 参加資格

次のすべての要件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 広域連合又は他の地方公共団体において、2年以上、2（1）と同等業務を行った実績を有すること。
- ③ 税機構及びその構成団体（京都府及び府内市町村（京都市を除く））の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- ④ 税機構の構成団体（京都府及び府内市町村（京都市を除く））における地方税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次のアからキまでのいずれかに該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続等

（1）問い合わせ先

税機構事務局法人税務課

所在地：京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁 西別館4階

電話番号：075-414-5147 FAX:075-411-1560

Email:kyozei-houjin@union.kyoto-chihozei.lg.jp

（2）企画提案公募説明会

次のとおり、企画提案の公募等に係る説明会を開催する。

日時：平成29年4月11日（火）午後2時から

場所：京都府庁旧本館2階 総務部・政策企画部会議室

その他：説明会への出席を希望する者は、平成29年4月7日（金）午後5時までに
名称及び出席者数をメールにより、問い合わせ先まで連絡すること。

（3）企画提案書関係書類の交付期間等

平成29年4月11日（火）から平成29年4月13日（木）までの午前9時（4月11

日（火）については説明会終了後）から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く）に税機構事務局法人税務課において随時交付する。

（4）質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質疑については、以下により受け付ける。

① 質問期限

平成29年4月17日（月）午後5時まで

② 質問方法

電子メールにより税機構事務局法人税務課に提出後、電話連絡すること。

③ 質問様式等

様式は自由とするが、以下の点に留意して記載すること。

ア 件名は「法人関係税課税事務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の名称・部署名・氏名・電話番号・FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。

エ 企画提案の審査に係る質問については行わないこと。

④ 回答予定日

平成29年4月20日（木）

⑤ 回答方法

質問に対する回答は、書面又は電子メールにより、企画提案公募説明会に参加した全ての者（回答予定日までに辞退した者を除く）に回答する。

（5）企画提案参加申請書等の提出

本企画提案への参加を希望する者は、関係書類を提出すること。

① 提出期限 平成29年4月25日（火）午後5時まで

② 提出場所 （1）に同じ。

③ 提出方法 持参による。

④ 注意事項

ア 参加資格の認定に当たっては、税機構が定める法人関係税課税事務委託に係る企画提案参加資格認定要領に基づき認定する。

イ 提出のあった関係書類は返却しない。

（6）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、平成29年5月1日（月）に書面により通知する。また、参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面により説明を受けることができる。

（7）企画提案審査資料等の提出

本企画提案の参加資格を有する者は、企画提案審査資料（経費見積書を含む）（以下「企画

提案審査資料等」という。)を提出すること。

① 企画提案審査資料の規格等

ア 仕様書に基づき、「②企画提案審査資料の記載項目」に掲げる事項を漏れなく記載し提出すること。

イ 用紙の大きさはA4版とすること。ただし、図表等については、A3版の用紙をA4サイズに折り込むことも可とするが、ページ数は2ページと数えること。

ウ 企画提案審査資料は、20ページ以内とすること。

エ 企画提案審査資料は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

オ 企画提案審査資料はファイルに綴じ、指定部数を提出すること。

② 企画提案審査資料の記載項目

企画提案審査資料等作成要領に基づき、記載すること。

ア 提案のコンセプト

イ 過去5年以内の同等業務の業務実績

ウ 責任体制、指揮命令及び機構との連絡体制

エ 業務量に応じた要員の配置、体制及び繁忙期への対応

オ 効率的・効果的な運営方法及び納期を遵守する運用

カ 要員のスキルアップ研修の体制・計画

キ 業務の成果の検証、分析及び業務改善及び追加提案事項

ク 守秘義務及び個人情報保護対策の取組方策

ケ トラブルに対する業務改善の取組方策

③ 提出期限 平成29年5月15日(月)午後5時まで

④ 提出場所 (1)に同じ。

⑤ 提出方法 持参による。

⑥ 注意事項

ア 経費については、経費見積書に基づき提案すること。

イ 提出のあった企画提案審査資料等は返却しない。

ウ 要領等の配布を受けた後、企画提案審査資料等を提出しない場合は、平成29年5月15日(月)午後5時までに要領等配布されたすべての資料を返却すること。

(8) 企画提案に係る選定方法

① 選定に当たっては、京都地方税機構が定める法人関係税課税事務委託に係る委託先候補者選定要領に基づき評価する。

② 経費については、金額の合計額について評価の対象とする。

③ 評価対象とする者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

ア ウの表中、4 業務実施面の各評価項目の点数が1点以上あること。

イ 経費見積書の提案価格(消費税及び地方消費税含む)がエの提案価格上限額(消費税及び地方消費税含む)以下であること。

ウ 点数配分は以下のとおりとする。

評価項目			点数配分
1 提案内容の 的確性	明確かつ具体的に提案されているか。	10点	20点
	効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10点	
2 提案内容の実現性（実施方法等が具体的で、実現性があるか。）			15点
3 事業への理解・知識（事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。）			10点
4 業務実施面	業務実施 体制	人員の確保、納期遵守の運用	10点
		責任体制の明確化、リスク管理、セキュリティ確保	10点
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績	
5 地元雇用（人員の確保において京都府内における地元雇用への配慮があるか。）			5点
6 価格点（経費見積）			15点
合 計			100点

エ 提案価格上限額（消費税及び地方消費税含む。）

142,534,000円

(9) ヒアリング

提出のあった企画提案審査資料等についてヒアリングを行う。

ヒアリングの日程等の詳細については別途連絡する。

(10) その他

- ① 企画提案の評価は、提出のあった企画提案審査資料等に基づくものとする。
- ② 資料の追加提出は認めない。

5 選定結果の通知

- (1) 企画提案選定結果は、提案者全員に対して書面により通知する。
- (2) 企画提案の選定経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。
- (3) 企画提案の選定結果に対する疑義は一切受け付けない。

6 契約方法及び種類

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。

7 失格事由

企画提案の参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」に規定する参加資格がない者が企画提案審査資料等を提出した場合
- (2) 企画提案審査資料等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 企画提案審査資料等が本要領及び仕様書に示した企画提案に関する要件に適合しない

場合

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合

8 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費及び企画提案に要する経費、その他企画提案の参加に要する全ての経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、企画提案の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、書類の複製、保存等を行う。また、提案のあった内容については、今後の参考にすることがある。
- (4) 企画提案に当たり、京都地方税機構のネットワーク等に関するセキュリティについて知り得た秘密を本業務の目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律 51 号）に定める単位に限る。